

別府大学・別府大学短期大学の
学生の皆さんへ

別府大学 学長 飯沼 賢司
別府大学短期大学部 学長 仲嶺まり子

「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（独立行政法人日本学生支援機構）」に伴う
別府大学及び別府大学短期大学部在学学生への学内クーポン券配布について

このたび、(独)日本学生支援機構からの「各大学等において新型コロナウイルス感染症対策として実施される学生等への多種多様な経済的支援の取組」に対する助成金をもとに、本学でさらに費用を上乗せして、皆さんが学内の食堂及びキャンパスショップ等で使用できるクーポン券を在学学生全員に配布し、学生生活を送るための費用として支援を行うこととなりました。

つきましては、皆さんにクーポン券を配布するとともに、使用に関する留意事項を下記のとおりとしますので、確認のうえ、食事や文房具等の購入の費用として有効に活用してください。

記

◎金額：クーポン券は学生1名あたり2,000円とします。

◎実施期間：令和2年11月9日(月)～令和3年2月6日(土)の期間で実施します。

◎使用場所及び時間：

・学生食堂 曜日：月～金

時間：「なごみ(3号館)」・・・11:30～12:30まで

「B'sキッチンサブロー(36号館)」・・・12:00～13:00まで

弁当販売(32号館前)・・・11:30～12:30まで

・丸善キャンパスショップ (18号館) 開店中は、使用可能

・別府木村屋パン (32号館前) 開店中は、使用可能

◎使用方法：

1. クーポン券2,000円の内訳は、300円×3枚、200円×4枚、100円×3枚となっています。
2. 使用する金額のクーポン券をマシン目にそって切り取り、会計の際に店員さんに渡してください。
3. クーポン券の使用は、各店舗での品物及び食券の購入の合計が、クーポン券の金額と同額か、それ以上の場合にのみ使用できることとします。クーポン券で購入代金が不足する場合は、皆さんが現金で負担するようお願いいたします。【購入の合計が、クーポン券の金額未満の場合は使用できません。】

例 ①学食で330円の定食の食券を購入する場合は、300円までをクーポン券で支払い、30円は現金で支払ってください。(追加分の現金に対するお釣りはお返しします。100円追加→70円お釣り)
②学食で230円のうどんの食券を購入する場合は、200円までをクーポン券で支払い、30円は現金で支払ってください。(300円のクーポン券では230円の食券を購入できません。お釣りをお返しするということができません)
③合計が100円未満の品物及び食券の購入は、クーポン券の利用はできません。

4. クーポン券の紛失及び破損・汚損等による再発行はできません。

5. クーポン券の譲渡や販売はしないでください。発覚した場合は、そのクーポン券は無効となります。

◎配布方法：受け取りの際は、本人確認のため、必ず学生証を提示してください。(令和2年11月9日(月)から配付します。平日9時から17時、土曜日9時から13時の間にお願ひします)

・文学部・国際経営学部・大学院の学生・・・1号館1階の大学事務局学生課で、受け取ってください。ただし、人間関係学科の学生は、34号館1階のキャリア支援センターで受け取ってください。

・食物栄養科学部の学生・・・学科から配付を行います。

・別府大学短期大学部の学生・・・学科から配付を行います。

・別科の学生・・・31号館別科事務室で、受け取ってください。

以上